

令和6年9月4日
危機管理部

物資配送計画策定の検討状況について

1 主旨

区では、国・都・他自治体等からの支援物資や区備蓄物資を指定避難所まで確実に効率よく配送できるよう、物資供給体制の整備を今般の世田谷区地域防災計画修正の重点検討項目として位置づけ、物資配送計画の策定を進めているところであり、その検討状況について報告する。

2 計画策定の背景

- (1) 大規模災害時の物資供給においては、輸送の混乱等、課題が顕在化したことを踏まえ、国は、地方公共団体向けにラストマイル（広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点～避難所）の輸送に焦点をあてたハンドブックを平成31年3月に作成している。
- (2) 東京都では、区市町村間の一体的な物流体制の構築を目指し、令和6年3月に区市町村向けに地域内輸送拠点から避難所までの物資配送の実効性を向上するためのマニュアルを作成している。
- (3) 区の物資配送体制については、世田谷区地域防災計画第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」において定めているが、さらにその実効性を高めるため、国のハンドブックや都のマニュアルを踏まえた詳細な配送手順等の具体化が課題となっている。

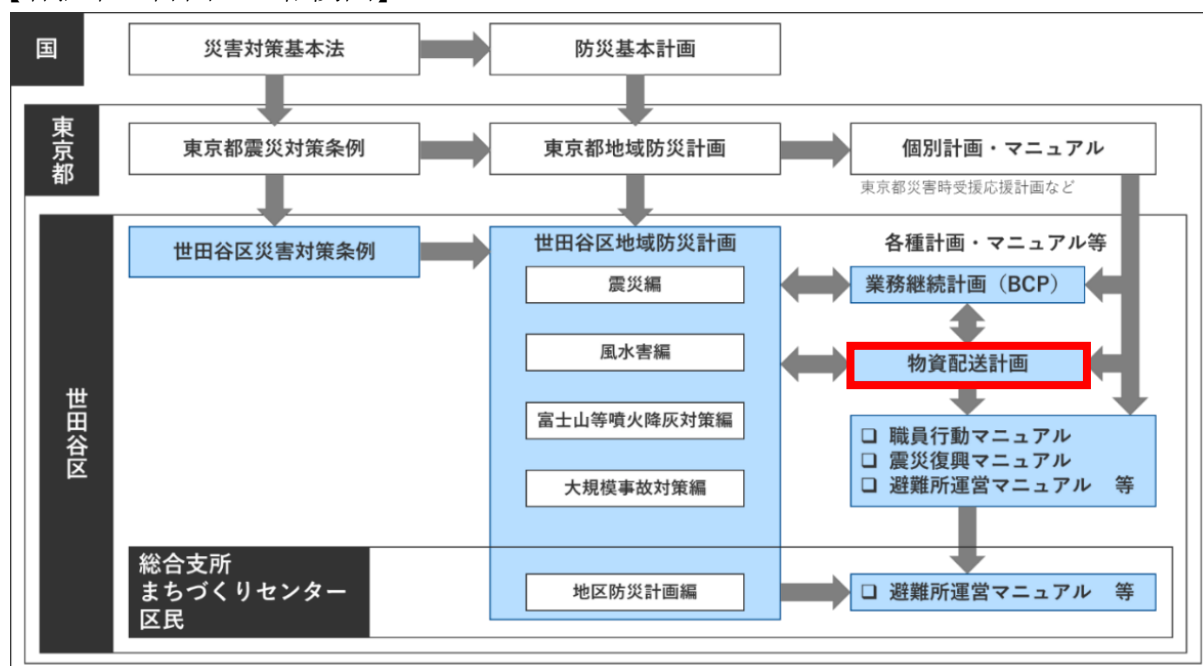
3 計画策定の目的

本計画は、区の備蓄物資や、国・都からの支援物資、その他の救援物資・義援物資等を確実にかつできる限り速やかに指定避難所に届けるため、輸送拠点から指定避難所までの配送要領を具体化するものである。

4 計画の位置づけ

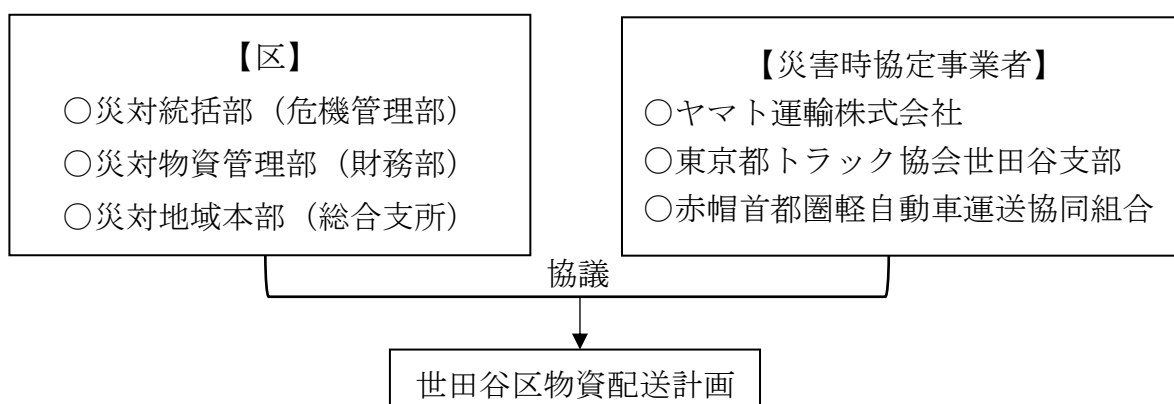
本計画は、世田谷区地域防災計画第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」をさらに具体化することで、物資配送の確実性と実効性の向上を図るものであり、国、都、区が定める法規類と連動する個別計画として策定する。

【各法令・計画との関連図】



5 検討体制

物資供給に係る区災対各部と災害時協定事業者において、それぞれの役割分担等を確認しながら検討を進めている。



6 主な計画の内容

物資配送計画には上記3の計画策定の目的、4の計画の位置づけのほか、別紙のとおり主に具体的な配送の手順等について定める。

7 今後のスケジュール

令和6年10月～	庁内及び災害時協力協定事業者・団体との調整
令和7年 1月	
2月上旬	環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会 計画（案）報告
3月	計画策定、公表

物資配送計画の主な内容

1 総則

(2) 計画の位置づけ

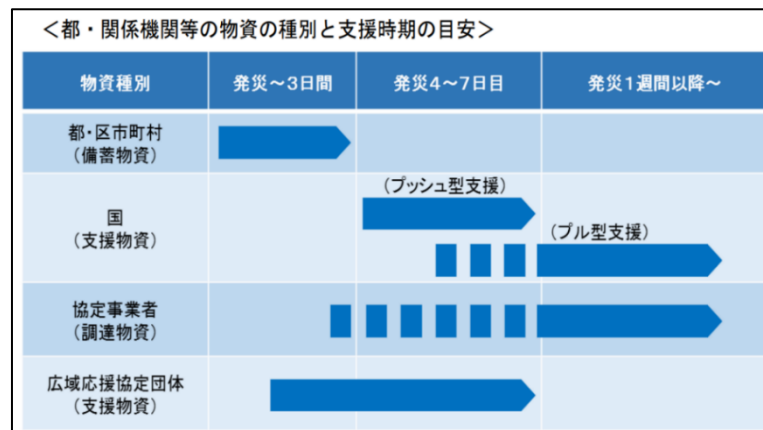
2 物資に関する具体的なタイムライン

(1) 発災後おおむね3日間

指定避難所の備蓄物資を使用するとともに
区広域用防災倉庫に備蓄する物資や都からの
調達物資を指定避難所に供給する。また、国、
協定自治体や他自治体、協定事業者からの
支援物資の受け入れを準備する。

(2) 発災後4日目以降

国や他自治体からの支援物資や協定事業者からの調達物資の調整・受入れを開始し、指定避難所に供給する。



3 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送

(1) 広域用防災倉庫からの備蓄物資の配送

避難所用防災倉庫の補完的機能を持つ広域用防災倉庫の備蓄物資を、東京都トラック協会世田谷支部等の協定事業者や物流事業者等と連携し、プッシュ型により指定避難所へ配送する。

(2) 羽田クロノゲートからの支援物資の配送

国・都からの支援物資は、地域内輸送拠点第1順位である羽田クロノゲートで受領し、指定避難所毎に仕分けを行い、ヤマト運輸の区内各営業所で積み替えをして、指定避難所へ配送する。

(3) 羽田クロノゲートが使用できない場合の支援物資の配送

羽田クロノゲートが停電、倒壊等により使用できない場合は、地域内輸送拠点第2順位の大蔵第2運動場、国士舘大学、ヤマト運輸株式会社成城支店を使用し、国・都からの支援物資を受領・集積・仕分けし、指定避難所へ配送する。

4 国・都以外からの救援物資等の配送

(1) 協定自治体や他県等からの支援物資の配送

協定自治体や他県等からの支援物資は、羽田クロノゲートにおいて受領するほか、地域内輸送拠点第２順位や区民会館等の物資集積拠点を効果的に活用して受領し、指定避難所へ配送する。

(2) 協定事業者・民間企業からの調達物資等の配送

災害時協定事業者や民間企業から調達を行い、状況に応じて、第2順位の地域内輸送拠点、区民会館、民間の物資集積協力施設または区が指定する場所に集積し、もしくは直接、指定避難所に配送する。

5 上用賀公園体育館竣工後（令和13年度予定）の物資配送

- 計画中の上用賀公園体育館地下倉庫及び1階アリーナ竣工後は地域内輸送拠点第2順位として使用する。なお、竣工前における上用賀公園拡張用地の有効活用についても検討を行う。
- 協定事業者や他県等からの支援物資の受領・集積・仕分けの場とするなど、羽田クロノゲートを補完し、複線型の物資配送体制を整備する。
- 体育館地下倉庫には、主に都の寄託物資（食料等）及び間仕切り型避難所用テント、ベッドを保管する。

6 物資支援要請等の情報伝達

- 国が運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用して、国・都等の支援物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、支援物資の供給を行う。
- 重要な拠点及び関係部署にMCA無線機等を配備するとともに、発災後は電話（行政防災無線含む）、メール、LINE等のSNSを使用して情報共有を行う。

7 在宅避難者への食料等の配布

- 在宅避難者への食料等の配布は、指定避難所において災害発生から7日間を原則とするが、被害の状況に応じて配布を必要とする期間対応する。
- 指定避難所まで物資を受け取りに行くことが困難な要配慮者に対しては、世田谷区赤十字奉仕団、一般ボランティア、民間団体を活用して物資を配布する。

8 義援物資への対応

(1) 個人からの義援物資への対応

物資ではなく義援金により支援を受けることを基本とする。

(2) 民間会社からの義援物資への対応

区内の被害状況や生活必需品等の需給状況等を総合的に判断し、受領の適否を検討・判断する。

9 災害時の物資配送イメージ

